

別表第2（第7条関係） 規制基準

その1 汚水に係る届出施設の施設管理基準

畜舎 (別表第1その1の1 項に掲げる施設)	1 畜舎のふん尿及びこれを含んだ汚水を排出する場合は、畜舎でふんの大部分を除去する等により、ふん及びこれを含んだ汚水を公共用水域に排出しないものとする。 2 ふん尿及びこれを含んだ汚水を貯溜する場合は、適切な構造の施設を設置するものとする。
------------------------------	--

その2 粉じんに係る届出施設の施設管理基準

木材加工場に設置 されるオガ、ピットに係る施設 (別表第1その2の 1項に掲げる施設)	1 粉じんが飛散するおそれのあるオガをピットに堆積する場合は、次の各号のいずれかに該当する措置を講じなければならない。 2 粉じんが飛散しにくい構造にすること。 3 粉じんの飛散を防止するため、定期清掃を行うこと。 4 前2号と同等以上の効果を有する処理が講じられていること。
--	--

その3 騒音に係る届出施設を設置する工場等に関する規制基準

	昼間 (午前8時から 午後6時まで)	朝夕 (午前6時から8時 午後6時から10時)	夜間 (午後10時から 翌朝 6時まで)
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	55	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	65	55
第5種区域	75	75	65

備考 1 第1種区域、第2種区域、第3種区域、第4種区域及び第5種区域とは、それぞれ次に掲げる区域とする。

- (1) 第1種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域
 - (2) 第2種区域 都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
 - (3) 第3種区域 都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画法による用途地域の指定のない地域
 - (4) 第4種区域 都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域
 - (5) 第5種区域 都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域
- 2 第5種区域についての規制基準は、第5種区域から他の区域に排出される場合にのみ適用される。

- 3 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における基準値は、当該欄に定める値から5デシベルを減じた値とする。
- 4 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める騒音の大きさの計量単位をいう。
- 5 騒音の測定は、日本工業規格C1502に定める指示騒音計、C1503に定める簡易騒音計又は国際電気標準会議P u b 179に定める精密騒音計を用いて行うものとする。この場合において聴感補正回路はA特性を用いることとする。
- 6 騒音の測定場所は、届出施設の設置してある工場等の敷地境界線とする。
- 7 騒音の測定方法は、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は次のとおりとする。
 - （1） 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合はその指示値とする。
 - （2） 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均とする。
 - （3） 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - （4） 騒音計の指示値が、周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大の90パーセントレンジの上端の数値とする。

その4 悪臭に係る届出施設の施設管理基準

畜舎 （別表第1その4の 1項に掲げる施設）	1 畜舎の内部は、水洗、除ふん等により常に清潔に保つこと。 2 畜舎床は、コンクリート構造とし、側溝を有すること。 3 厩肥舎の施設には屋根及び囲いを設けること。 4 ふん、汚水の貯溜槽等は、密閉すること。
鶏舎 （別表第1その4の 2に掲げる施設）	1 鶏舎から除去した鶏ふんは、速やかに処理すること。 2 鶏舎は、外部にふんが出ない構造とすること。 3 住居集合地域においては、鶏ふんの天日乾燥を行わないこと。